

令和3年度随時監査結果報告書

「広域振興局が独自に行う地域振興事業等の
実施状況について」

令和4年2月

岩手県監査委員

目 次

第1	随時監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の実施内容	2
第2	監査の結果	2
1	地域経営推進費に係る規程等の概要	2
(1)	地域経営推進費交付要綱	2
(2)	地域経営推進費取扱要領	2
(3)	地域経営推進費事業評価実施要領	2
(4)	地域経営推進費（県事業）の事務取扱通知	2
(5)	地域経営推進費事業書作成マニュアル	2
2	対象事業の実施状況	3
(1)	事業数及び事業費	3
(2)	事業規模	3
(3)	事業分野別	3
(4)	事業性質別	4
(5)	委託業務の契約方法別	4
(6)	事業の新規・継続別	4
(7)	事業目標の達成状況	5
3	監査の結果	5
(1)	制度の運用状況	5
(2)	個別事業の実施状況	7
第3	監査意見	10
1	全体の評価	10
2	意見	10
(1)	事業計画の立案について	10
(2)	事業執行について	11
(3)	事業目標の達成状況、事業結果の評価について	11
3	結び	12
	参考資料	13

第1 随時監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について

3 監査の目的

広域振興局においては、それぞれの地域課題の解決に向けて、地域経営推進費等を活用した独自の地域振興事業等を実施しているが、事業の効果を最大限に発揮するためには、地域からのニーズや課題を的確に把握し、それらを踏まえた事業を構築して実施することが重要である。

このことから、広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について、経済性、効率性及び有効性の観点に主眼を置いて随時監査を実施した。

なお、監査の実施に当たっては、個別の事業を抽出し、会計上の事務処理状況等についても併せて確認した。

4 監査の対象

(1) 対象とした事務

平成30年度から令和2年度までに広域振興局が実施した地域経営推進費による事業のうち県が単独施策として行う事業（県事業）（以下「対象事業」という。）。

(2) 監査実施期間

令和3年7月～12月

(3) 監査対象機関

ア 対象事業の取りまとめ機関（4機関）

盛岡広域振興局経営企画部、県南広域振興局経営企画部、沿岸広域振興局経営企画部及び県北広域振興局経営企画部

イ 対象事業のうち事業実施状況等を調査するために選定した事業の執行機関（9機関）

広域振興局	執行機関
盛岡	経営企画部、農政部
県南	経営企画部、農政部
沿岸	保健福祉環境部、農林部、水産部
県北	経営企画部、農林部

ウ 対象事業の制度の所管機関（1機関）

ふるさと振興部地域振興室

5 監査の着眼点

- (1) 事業計画の立案に当たり、課題選定、実施手法や実施主体、事業規模等の検討が十分に行われているか。また、成果目標や事業終期等が設定されているか。
- (2) 事業実施に当たり、計画を踏まえて経済的、効率的に実施されているか。
- (3) 事業計画どおり目的が達成されているか。また、事業の結果について、適切に評価が行われ、次年度以降の事業の見直し等に反映されているか。
- (4) 事業実施において、予算執行や会計上の事務処理が適切に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査調書

事業計画の立案や事業結果の評価など制度の運用状況を調査するため、対象事業のとりまとめ機関である各広域振興局経営企画部に対して監査調書の提出を求めた。

また、対象事業の実施状況等を調査するため17事業を選定し、その執行機関である9機関に対して監査調書の提出を求めた。

(2) 予備監査

対象事業のとりまとめ機関及び対象事業の執行機関に対して、監査調書やあらかじめ提出を受けた事業実績書等に基づき監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(3) 本監査

対象事業の制度を所管するふるさと振興部地域振興室に対して予備監査の結果に基づき監査委員による本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 地域経営推進費に係る規程等の概要

県では、地域経営推進費の取扱い等に関し、以下のとおり要綱、要領、マニュアル等を定めており、各広域振興局ではこの要綱等に基づいて対象事業を実施している。(詳細は参考資料(30ページ～50ページ)のとおり。)

(1) 地域経営推進費交付要綱

この要綱は、地域経営推進費を広域振興局管内の公共的団体や市町村等に対して交付する際の目的、対象及び交付額等を規定している。

(2) 地域経営推進費取扱要領

この要領は、地域経営推進費の取扱いに関し、対象事業、運用基準、事業費の配分方法など必要な事項を規定している。

(3) 地域経営推進費事業評価実施要領

この要領は、地域経営推進費事業について、評価の方法、評価結果の検証及び報告、事業評価結果の公表など、事業実施主体及び広域振興局による事業評価のために必要な事項を規定している。

(4) 地域経営推進費(県事業)の事務取扱通知

この通知は、事業の企画及び採択、補助事業としての運用、配分基準、成果の活用など、事業実施における留意事項を周知し、事業の適切な執行を求めている。

(5) 地域経営推進費事業書作成マニュアル

このマニュアルは、住民の視点に立った成果重視の事業を企画立案するため、事業計画書や事業実績書の様式の記載方法、必要性・効率性・有効性・公平性など事業の論理的な企画立案のための視点、事業評価結果の活用等を示している。

2 対象事業の実施状況

(1) 事業数及び事業費

対象事業を年度別に見ると、平成30年度が134事業 177,454千円、令和元年度が132事業 172,982千円、令和2年度が146事業 138,097千円であり、監査対象期間合計で412事業 488,533千円の事業が実施されていた。

広域振興局別では、盛岡広域振興局が65事業 80,010千円、県南広域振興局が109事業 136,256千円、沿岸広域振興局が92事業 175,790千円、県北広域振興局が146事業 96,477千円であった。

(金額単位：千円)

広域振興局	平成30年度		令和元年度		令和2年度		3箇年計	
	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費
盛岡	23	29,412	21	28,850	21	21,748	65	80,010
県南	39	51,839	35	45,981	35	38,436	109	136,256
沿岸	25	62,274	30	63,983	37	49,533	92	175,790
県北	47	33,929	46	34,168	53	28,380	146	96,477
合計	134	177,454	132	172,982	146	138,097	412	488,533

(2) 事業規模

1事業当たりの事業費は、500千円未満が189事業で全体の45.9%、500千円以上1,000千円未満が82事業で19.9%であり、合わせて271事業、65.8%が1,000千円未満で実施されていた。

1事業当たりの事業費	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	構成比
500千円未満	61事業	49事業	79事業	189事業	45.9%
500千円以上～1,000千円未満	27事業	31事業	24事業	82事業	19.9%
1,000千円以上～3,000千円未満	29事業	37事業	33事業	99事業	24.0%
3,000千円以上～5,000千円未満	11事業	11事業	7事業	29事業	7.0%
5,000千円以上	6事業	4事業	3事業	13事業	3.2%
合計	134事業	132事業	146事業	412事業	100.0%

(3) 事業分野別

事業の分野別では、農林水産業分野が183事業と全体の44.4%を占めており、次いで観光産業分野が34事業(8.3%)、食産業分野が27事業(6.6%)などとなっており、いずれの広域振興局においても農林水産業分野が最も多くの割合を占めていた。

また、県南広域振興局では食産業分野、県北広域振興局では協働・地域コミュニティ分野が2番目に多くなっており、地域によって異なる課題に応じて事業が実施されていた。

分野	農林水産業	観光産業	食産業	環境	文化・スポーツ	その他	計
事業数 (構成比)	183事業 (44.4%)	34事業 (8.3%)	27事業 (6.6%)	27事業 (6.6%)	25事業 (6.1%)	116事業 (28.0%)	412事業 (100.0%)

(上記の広域振興局別の傾向)

広域振興局	分野別事業実施状況	
盛岡	農林水産業 28事業(43.1%)	観光産業 8事業(12.3%)
県南	農林水産業 51事業(46.8%)	食産業 8事業(7.3%)、環境 8事業(7.3%)
沿岸	農林水産業 34事業(37.0%)	観光産業 12事業(13.0%)
県北	農林水産業 70事業(48.0%)	協働・地域コミュニティ 12事業(8.2%)

(4) 事業性質別

事業の性質別では、事業執行機関自らが事務を執行した、いわゆる直営事業が 225 事業 (54.6%) であり、次いで民間事業者等に委託して実施したものが 120 事業となっていた。このうち、沿岸広域振興局では直営事業の割合 (79.4%) が特に高く、県北広域振興局では委託事業の割合 (39.0%) が高い傾向にあった。

広域振興局	直営事業	委託事業	補助事業	負担金事業	計
盛岡	38 事業 (58.5%)	19 事業 (29.2%)	-	8 事業 (12.3%)	65 事業
県南	63 事業 (57.8%)	32 事業 (29.4%)	-	14 事業 (12.8%)	109 事業
沿岸	73 事業 (79.4%)	12 事業 (13.0%)	-	7 事業 (7.6%)	92 事業
県北	51 事業 (34.9%)	57 事業 (39.0%)	1 事業 (0.7%)	37 事業 (25.4%)	146 事業
合計	225 事業 (54.6%)	120 事業 (29.1%)	1 事業 (0.3%)	66 事業 (16.0%)	412 事業

(5) 委託業務の契約方法別

委託業務の契約方法については、特命随意契約によるものが 188 件、52.7%と最も多く、1 者見積によるものが 56 件、15.7%であり、合わせて 244 件、68.4%が競争性のない契約方法によるものとなっていた。

契約方法		平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	構成比
随意契約	特命随意契約	68 件	68 件	52 件	188 件	52.7%
	1 者見積	22 件	16 件	18 件	56 件	15.7%
	複数見積	16 件	16 件	12 件	44 件	12.3%
	企画競争	21 件	11 件	20 件	52 件	14.5%
	公募	5 件	5 件	6 件	16 件	4.5%
一般競争入札		0 件	1 件	0 件	1 件	0.3%
合計		132 件	117 件	108 件	357 件	100.0%

(注) 1 1 者見積には、結果的に見積参加者が 1 者のみとなったものも含む。

2 1 事業の中で複数の業務委託を行う場合があるため、件数と事業数は一致しない。

(6) 事業の新規・継続別

対象事業のうち、同一の事業を複数年度継続して実施する継続事業が 234 事業と全体の 56.8%を占めていた。

特に、盛岡広域振興局では継続事業が 48 事業、73.9%と、その割合が高い傾向にあった。

広域振興局	新規事業	継続事業
盛岡	17 事業 (26.2%)	48 事業 (73.9%)
県南	46 事業 (42.2%)	63 事業 (57.8%)
沿岸	42 事業 (45.7%)	50 事業 (54.4%)
県北	73 事業 (50.0%)	73 事業 (50.0%)
合計	178 事業 (43.2%)	234 事業 (56.8%)

(7) 事業目標の達成状況

事業目標の達成状況を測定するために設定された指標について、対象事業のうち達成度が100%以上のものは264指標、47.6%、80%以上100%未満のものは68指標、12.2%であり、全体の52.4%が事業目標を達成していなかった。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により、達成度が100%以上の指標の割合は34.9%と低下していた。

達成度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
100%以上	91指標(51.7%)	108指標(56.0%)	65指標(34.9%)	264指標(47.6%)
80%以上～100%未満	13指標(7.4%)	36指標(18.6%)	19指標(10.2%)	68指標(12.2%)
80%未満	44指標(25.0%)	35指標(18.1%)	58指標(31.2%)	137指標(24.7%)
その他	28指標(15.9%)	14指標(7.3%)	44指標(23.7%)	86指標(15.5%)

(注) 1 ()は構成比である。

2 「その他」は数値未記載又は指標未設定のものである。

3 1事業に複数の指標を設定している場合があるため、指標の合計は事業数と一致しない。

3 監査の結果

(1) 制度の運用状況

ア 事業計画の立案について

(ア) 事業採択について

各広域振興局とも事業取りまとめ機関を中心にオータムレビュー等を行うとともに、重点方針等を定めて事業立案を行っており、事業執行機関から提案された個別事業について、局長以下で重点方針等との整合性、事業の優先度や必要性等を確認し事業を採択していた。

(イ) 一件限度額について

地域経営推進費取扱要領（以下「取扱要領」という。）別表第1において、各広域振興局長は1事業当たりの一件限度額を定めることとなっているが、事業調整の際に支障がないことや柔軟な調整ができなくなるとの理由から、設定している広域振興局はなかった。

(ウ) 継続運用について

取扱要領別表1において「特に必要な場合」として認められる継続運用についても、半数を超える事業が継続事業となっており、中には取扱要領で限度として定める3年を超えて実施している事業もあった。

(エ) 本庁事業との調整について

取扱要領3の運用基準において、県事業は「本庁政策との整合性を十分に図り」とされており、事業計画を立案する際には地域経営推進費交付要綱に定める地域経営推進費事業計画書兼事業実績書（以下「事業書」という。）の「本庁各室課との調整状況」の欄に本庁関係室課との調整内容を記載することとされているが、記載がないものや、単に「調整済」としか記載されていないものが412事業のうち163事業あった。

イ 事業の執行状況について

(ア) 事業の進捗管理について

各広域振興局とも対象事業の進捗状況について定期的に確認を行っていた。一方で、事業数が多いこともあり、各年度とも不用額等が生じていたほか、令和2年度において

は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、縮小等に伴い総事業費が減少していた。

(イ) 業務委託の契約方法について

業務委託契約のうち、全体の87.1% (311件) が100万円未満の少額の契約であり、特命随意契約や1者見積によるものなど競争性のない契約の割合が高くなっていった。なお、これらの契約の中には、定期監査において特命随意契約の要件に該当しないとして指摘したものがあつた。

(ウ) 委託料の積算について

委託料の積算に当たり、特命随意契約の相手方の参考見積書の金額について、一般管理費などを積算資料等によることなくそのまま使用していたり、市場価格と比較を行うなど金額の検証を行わないまま積算額としていたりなど、積算に用いた金額が適正かどうかの検証が行われていない事例があつた。

ウ 事業目標の達成状況、事業結果の評価について

(ア) 事業目標の達成状況について

各事業に設定された指標について、達成度が80%以上のものは全体の59.8% (332指標) を占めていた。一方、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により、達成度が80%以上のものは、45.1%と低下していた。

(イ) 事業成果の評価について

地域経営推進費事業評価実施要領 (以下「評価実施要領」という。) において、事業実施主体が事業完了時に事業書に事業実績等を記載して評価することが定められており、地域経営推進費事業書作成マニュアル (以下「マニュアル」という。) において、事業の評価は成果指標を設定して行うとされているが、指標の設定がないものや、指標は設定されているものの実績の記載がないものが412事業のうち51事業あつた。

(ウ) 成果指標の設定について

マニュアルにおいて、指標は「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す」成果指標を設定するとされているが、研修会の開催回数など事業活動そのものの内容を示す活動指標となっていたものが412事業のうち77事業あつた。

また、成果指標を設定しているものにあつても、単に地域振興プランに合わせているため、事業目的の達成度を的確に表した指標となっていないものや、現状と比較して明らかに目標値が過小と考えられるものなど、事業成果を適切に評価し得る指標とは言い難いものがみられた。

(エ) 評価の実施状況について

事業目的や実施期間の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価しているものがあつたが、評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっており、1つの事業としての評価が難しいものがみられた。

また、成果指標を設定していないため評価が行われていないものや、達成度が低いにもかかわらず検証が行われていないものなど、次年度以降の施策への反映が難しいものがみられた。

(オ) 評価結果の公表について

評価実施要領では、事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページ等での公表を求めており、全ての広域振興局においてホームページで公表していたが、圏域懇談会等への報告は一つの広域振興局で行われていなかった。

エ 予算執行や会計上の事務処理について

(ア) 予算執行について

定期的に執行状況を確認するなど、概ね適切に執行されていたほか、会計処理も概ね適切に行われていた。

(イ) 契約事務について

特命随意契約で実施した委託業務について、業務の主たる部分が再委託され、特命随意契約の要件に該当しないと定期監査において指摘したものがあった。

また、広域振興局と市町村、関係団体等が協議会等を組織して事業を実施する場合において、広域振興局が事務局を担っているにも拘らず、当該協議会等に対し特命随意契約により業務を委託している事例があった。

(ウ) 財産事務について

概ね適切に行われていたが、委託業務で取得した備品を備品台帳に登録しておらず定期監査において指摘したものがあった。

(2) 個別事業の実施状況

対象事業の実施状況等を調査するために選定した17事業の監査結果について、以下のとおり取りまとめた（事業名の後のカッコ内は事業費である。）。

ア 盛岡広域振興局

(ア) 経営企画部

事業名	令和2年度：(新規) 総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業 (1,374千円) 令和元年度：(新規) 盛岡広域文化スポーツ推進事業 (2,702千円) 平成30年度：(新規) 盛岡広域スポーツ振興事業 (2,587千円)
【事業計画について】	毎年度、事業項目の一部を変更しながら新規事業として実施しているが、実質的に継続事業となっていた。 令和元年度まで事業項目に含まれていたスポーツツーリズムの推進について、事業ニーズを踏まえ単独事業として取り組むなど、事業成果を反映した計画見直しが行われていた。 一方、平成30年度から地域スポーツクラブの活性化等に取り組んでいたが、令和元年度に郷土芸能を披露するなどの文化事業と同一事業とした理由が不明確であった。
【事業評価について】	引き続き取組が必要と評価しているが継続しておらず、事業評価や成果の反映が十分ではなかった。

(イ) 農政部

事業名	令和2年度：(継続) 盛岡地域スマート農業技術活用推進事業 (1,509千円) 令和元年度：(新規) 盛岡地域スマート農業技術活用推進事業 (1,028千円) 平成30年度：(継続) 園芸等収益力向上推進事業 (2,396千円)
【事業計画について】	実証試験等を行う団体を公募等ではなく任意に選定していた。 事業書の本庁関係室課との調整結果の欄が未記載となっていた。
【事業評価について】	内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。

イ 県南広域振興局

(ア) 経営企画部

事業名	令和2年度：(継続) スポーツによる地域連携推進事業 (1,331千円) 令和元年度：(新規) スポーツによる地域連携推進事業 (2,328千円) 平成30年度：(継続) スポーツによる県南地域活性化支援事業 (3,232千円)
【事業実施について】 広域圏で事業の実行委員会を組織し、県、市町のほか協賛企業を募り、地域一体となって運営されていた。	
【事業評価について】 内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。	

(イ) 農政部

事業名	令和2年度：(継続) いわて県南スマート農業加速化事業 (471千円) 令和元年度：(新規) いわて県南スマート農業加速化事業 (1,188千円) 平成30年度：(継続) ICT・ロボット技術を活用した農業生産革新実証事業 (1,042千円)
【事業計画について】 事業計画の立案に当たっては地域の農業者のニーズを細やかに把握しながら実施していた。 高額な機械や最先端技術の実証・展示を行っていたが、地域の農業者に技術定着を図るとする事業目的に合致していたのか不明確であった。	
【事業実施について】 委託事業が特命随意契約で行われていたが、委託料の積算に当たり費用の検証が行われていなかった。	

ウ 沿岸広域振興局

(ア) 保健福祉環境部

事業名	令和2年度：(新規) 働く世代等の“健活”応援事業 (2,865千円) 令和元年度：(継続) 三陸から発信！健康おもてなし推進事業 (5,251千円) 平成30年度：(新規) 三陸から発信！健康おもてなし推進事業 (1,733千円)
【事業評価について】 健康寿命の延伸を図ることを事業目的としているが、成果指標は健康づくり講座等の参加人数であり、健康寿命の延伸が図られたかは単年度では計りえないことから、設定された指標と事業目的との関連が不明確となっていた。	

(イ) 農林部

事業名	令和2年度：(継続) いわて三陸農村活性化対策事業 (2,060千円) 令和元年度：(継続) いわて三陸農村活性化対策事業 (2,825千円) 平成30年度：(継続) いわて三陸農村活性化対策事業 (5,509千円)
【事業計画について】 釜石、宮古、大船渡の各地域の課題ごとに企画立案した細事業を1事業として括っていたため、事業目的や終期が不明確となっていた。	
【事業実施について】 甲子柿の安定生産に向けた取組は、地域の農家への生産技術の展開が図られていた。	

当初計画していた商品開発を見直すなど、事業の実施過程での検証を適切に実施していた。

【事業評価について】

事業目的や終期が異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。

(ウ) 水産部

事業名	令和2年度：(新規) いわて三陸水産物魅力発見・創造・発信事業 (1,355千円) 令和元年度：(継続) 三陸農林水産物知名度向上・ブランド構築推進事業 (4,149千円) 平成30年度：(継続) 三陸農林水産物知名度向上・ブランド構築推進事業 (2,101千円)
【事業実施について】 本事業で実施していたイベントの実行委員会の事務局について、地域が主体的かつ機動的に開催できるよう地域の団体に移管していた。 一方、新商品開発等の複数の取組について、実施段階で取り止めとなっており、計画段階での検討や関係者との調整が十分ではなかった。	
【事業評価について】 内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。	

エ 県北広域振興局

(ア) 経営企画部

事業名	令和2年度：(継続) 北いわて国内誘客促進事業 (1,896千円) 令和元年度：(継続) 北いわて国内誘客促進事業 (2,334千円) 平成30年度：(継続) 北いわて国内誘客促進事業 (5,050千円)
【事業実施について】 ニーズ調査が1つのイベント参加者へのアンケートのみと限定的であり、誘客促進を目的とした事業のニーズ調査としては十分とは言えないものとなっていた。	
【事業評価について】 内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。	

(イ) 林務部

事業名	令和2年度：(新規) アカマツ販売チャンネルの新規開拓促進事業 (1,810千円) 平成30年度：(新規) 南部アカマツ販路回復対策事業 (138千円)
【事業実施について】 アカマツ材の新たな販路確保を目的としているが、委託事業で制作したサンプル品は単価が高額で商品化に向かないものであり、事業目的との関連が不明確であった。	
【事業評価について】 指標が設定されておらず、事業結果が検証されていなかった。	

第3 監査意見

各広域振興局が平成30年度から令和2年度までに実施した地域経営推進費による事業（県事業）について、経済性、効率性及び有効性の観点に主眼を置いて行った随時監査の結果は上記のとおりであり、これらの結果に対して、次のとおり評価し意見を述べる。

1 全体の評価

対象事業については、概ね適切に実施されているものと認められたが、一部に検討を要する事項がみられた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、市町村やNPO、民間団体等との良好な協働関係のもと、広域振興圏における現場主義に立脚した完結性の高い広域行政を推進し、分権型社会の構築と産業の振興による自立した地域を目指し取り組まれない。

2 意見

(1) 事業計画の立案について

ア 取扱要領と実際の運用との相違について

取扱要領の別表1では、一件限度額は、予算の範囲内で局長が定めること、また、継続運用は行わず、局長が特に必要と認める事業については、3箇年を限度に継続運用を認めることと規定しているが、実際の運用は、一件限度額を定めていた広域振興局はなく、また、半数以上が継続事業であり、中には3箇年を超えて継続していた事業もあるなど、取扱要領と実際の運用との間に相違がみられた。

限度額の設定や継続運用の可否は事業を企画立案する際の基本となる定めであることから、事業成果の発現や制度運用上の自由度、財政規律等の観点から検討するとともに、制度運用の周知・徹底に努められたい。

イ 本庁事業等との調整について

取扱要領3の運用基準では本庁政策との整合性を十分に図ること、また、マニュアルでは本庁事業との棲み分けや連携など、本庁関係室課との調整を求めているが、調整が行われていない事業や形式的な確認にとどまっていると認められる事業が4割程度あった。

本庁事業等と重層的に実施される事業もあるものと考えられるが、それぞれの役割分担を明確にして実施する必要があることから、事業執行機関においては、本庁関係室課はもとより、市町村や関係団体等と意思疎通を図り事業を立案するとともに、事業取りまとめ機関においては、事業執行機関における本庁事業等との調整結果等の確認を徹底するよう努められたい。

また、複数の広域振興局で同趣旨の事業が実施されており、効率性や経済性の観点から、広域振興局間での調整のほか、本庁事業での実施も検討されたい。

ウ 事業数と事業規模について

各広域振興局の監査対象期間における年度ごとの平均事業数は、多いところで約49事業、少ないところで約22事業を実施していた。

各広域振興局とも事業取りまとめ機関を中心に、重点方針等を定めて事業立案を行っていたが、事業数の多さが不用額を生じる一因にもなっており、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのか、また、適正な事業規模となっているか十分に検討するように努められたい。

また、内容の異なる複数の細事業を1事業として実施している事例が散見されたが、事業全体としての評価が難しいものもみられたことから、1事業とすることが適当か事業計画の立案段階で吟味されたい。

(2) 事業執行について

ア 事業の進捗管理について

各広域振興局とも対象事業の進捗状況について定期的に確認を行っていたが、一方では事業数が多いこともあり、各年度とも不用額等が生じていることに加え、一部の事業においては、関係者との事前の調整不足等により、当初計画していた取組を中止していた事例もみられたことから、事業計画の立案段階はもとより、実施段階においても適切な進捗管理に努められたい。

イ 業務委託の契約方法について

委託事業の執行に当たり、特命随意契約を行っている事例が多数みられるが、特命随意契約はあくまで例外的な契約方法であり、事業執行の透明性や経済性の観点から、契約事務の執行に当たっては、特命随意契約の理由に合致しているか十分に検討するよう努められたい。

また、委託料の積算に当たり、特命随意契約の相手方の参考見積書の金額をそのまま積算額としていたもの等がみられたことから、契約事務の執行に当たっては、参考見積書の金額が適正か検証するよう努められたい。

ウ 関係機関等で構成する団体への随意契約について

広域振興局と市町村、関係団体等が協議会等を組織して事業を実施する場合において、広域振興局が事務局を担っているにも拘らず、当該協議会等に対し特命随意契約により業務を委託している事例がみられたが、事業執行の透明性や経済性の観点から適当とは言い難いことから、事業の執行体制のあり方を検証するよう努められたい。

(3) 事業目標の達成状況、事業結果の評価について

ア 成果指標の設定について

目標値の達成度は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により低下したが、対象事業の約半数の指標で80%以上の達成度となっていた。

一方、評価実施要領及びマニュアルでは、適切な指標の設定を求めているが、事業書の記載からは多くの指標が活動指標となっており、成果指標を設定しているものにあっても、単に地域振興プランで設定する目標と同一にするなど事業目的との整合性が不明確なものや、現状と比較して明らかに目標値が過小と考えられるものもみられた。

このことから、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標（マニュアルに定める「事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」）の設定の徹底のほか、事業担当者が適切な成果指標の設定や評価を行うことができるよう人材育成の取組に努められたい。

イ 事業書への目標値及び実績値の記載について

評価実施要領では、事業完了時に事業書に事業実績等を記載すること、また、マニュアルでは、目標値と実績値を記載することが定められているが、目標値そのものが設定されていない事業書があるとともに、作成時点で実績値が把握できていないものも含め、実績値が未記載の事業書も散見された。

目標値及び実績値は、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性や事業内容の改善等に重要であることから、確実な記載及び記載内容の確認の徹底に努められたい。

ウ 事業評価結果の公表等

評価実施要領では、事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページ等での公表を求めており、全ての広域振興局においてホームページで公表していたが、圏域懇談会等への報告は一つの広域振興局で行われていなかった。

県民に対する説明責任を果たし、県政への理解と参画を促進する上でも、適切な事業評価と結果の公表等は重要であることから、今後も分かりやすい説明等に工夫を凝らし、積極的な公表等に努められたい。

3 結び

地域経営推進費による事業は、分権型社会の構築と産業の振興による地域の自立を促進するため、広域振興局がそれぞれの広域振興圏において、現場主義に立脚した完結性の高い広域行政の推進と「いわて県民計画(2019～2028)」等に基づく地域の特色を生かした各種施策等の推進のために重要な事業である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の地域経済社会への影響に対しても、機動的かつ柔軟に対応できる当該事業への期待は大きいものと思料される。

一方、令和2年度決算における県財政をみると、歳入においては企業収益の減などに伴い県税収入が前年度を下回り、歳出においては高い水準で推移する県債の償還や社会保障関連経費の増加など、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。

今後、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、本庁施策との整合性を図り、市町村や関係団体等との役割分担と連携の下に事業展開するとともに、有効性はもとより、経済性及び効率性の観点にも留意した客観的な事業成果の評価を行い、地域課題の解決に向けた事業執行に努められたい。